

学童保育指導員の専門職論

松浦善満（和歌山大学）

はじめに

1992年3月時点において学童保育開設施設設の総数は全国で7,017箇所、自治体総数では873（489市、335町、26村、23特別区）に及ぶ。自治体比率で見ると約4分の1の自治体で学童保育が実施されていることになる。

学童保育の歴史は浅く1948年ごろから社会福祉施設や保育園でいわゆる「カギッ子」対策として学童の保育が行なわれていたという記録はあるものの、本格的に自治体の業務となつたのは1960年代である。（1965年、東京都民政局長通知「学童保育事業運営要綱」）約30年余りの間に7,000箇所の学童保育施設（公式統計がなく実際にはもっと多いと考えられる）が開設され数十万人の子ども（主に小学校1年生から4年生）が学校外の施設で過ごすようになった背景には母親の就労率の急上昇があることは言うまでもないが、いずれにしても学童保育の拡大は子どもの放課後の生活世界に大きな変化をもたらしている。

また、住民の「子育て要求」運動によって国や自治体が急速、施策化した傾向が強いためか、その理念や施設の設置形態、あるいは指導員の身分などもそれぞれ異なつており施策全体の整合性に欠ける面が多い。

学童保育に関する研究も充分蓄積されているとはいはず学童保育理論は創造途上である。

そこで本研究では、理論面ではI.L.Oユネスコ勧告以来、我が国でも取上げられてきた「教師の専門職論」の議論を踏まえ、学童保育という分野に携わる指導員の専門職論を検討することにする。

その際、学童指導員の実態的把握の為に、早くから学童保育を児童館事業の一環として位置づけ、児童館の中で学童保育を進めてきた東京区部の学童保育指導員制度、並びに民間での学童保育運動（共同保育運動）によって設立された大阪保育研究所附属保育・学童専門学院における指導員養成過程を事例に学童指導員の「指導の専門性(Professionalism)」と「地位・身分の専門職性(Professionalism)」の検討を行なう。

1、研究の方法

- (1) 学童保育指導員の地位・身分ならびに指導の専門性に関して東京区部での児童館ならびに学童保育施設への聴き取り調査（平成4年12月）。
- (2) 大阪市内学童保育所（T学童保育所）並びに大阪保育研究所附属保育・学童保育専門学院への聴き取り調査（平成5年1月～3月）
- (3) 社団法人全国児童連合会へ資料請求（報告書「児童厚生員の体系化一資格認定制度の基本的な考え方ー」）

2、東京区部の学童保育の実態と指導員の専門職性と専門性

東京都では1963年、民生局が補正予算に「学童保育事業補助金」（525万円）を計上するとともに学童保育運営要綱が制定され児童の集団規模（30～50名）と非常勤指導員の配置がおこなわれた。

その後65年「留守家庭児童生徒調査」により小学校で9.1%、中学校で11.8%が留守家庭であることが判明し、保育事業がすすむ。

72年から児童福祉審議会が児童館のなかでの学童保育の位置づけを行ない、職員基準を児童30名あたり2名とする。（ここで学童保育指導員は身分としては区の職員として児童館に勤務する児童厚生員と呼ばれる。）

なお1982年3月時点では23区内の学童指導員は児童厚生員1,285名（うち非常勤11名）、その他38名（うち非常勤11名）、学童施設596箇所であった。

足立区では学童保育条例によって学童保育室における障害児等育成に関する実施要綱をとり決めている。指導員の地位・身分の問題が先行しており必ずしも専門性についての議論が深められてはいないが、これらの事を勘案するとその内実化は図られてきていると推測できる。（当日配付資料により説明）

3、大阪保育研究所附属保育・学童保育専門学院の保育者養成過程にみる専門性、専門職性

学童保育指導員養成のための専門学校はおそらく全国で1ヵ所ではないだろうか。

この保育・学童専門学院は1985年大阪保育研究所によって設立された。研究所は大阪府下の共同保育所運動によって創設されたものであるが、教育内容面、講師陣、施設設備面のどれをとっても一般の専門学校よりも優れていると判断できる。

(1) 学童保育指導員の専門性と教育内容 (カリキュラム)

この学院では本科カリキュラムを保母資格取得に置いており、併設保育園、提携学童保育園での2年間にわたる実習参加と講義を並行して進めている。その後、国家試験を受け保母資格をとり、保育園に就職する者が多い。

他方、本科カリキュラム履修後、専科カリキュラム（学童保育科、夜間週1回）を履修し学童保育指導員としての専門性を高めることを目指している。

* 大阪保育研究所附属保育・学童保育専門学院本科、専科カリキュラム

〈本科カリキュラム〉

	第1学年	第2学年
一般教養科目	1.文学 2.生活学概論 3.哲学 4.発達心理学I 5.子どもの教育史 6.小児医学 7.演劇 8.体育	1.児童文学 2.社会経済史 3.発達心理学II 4.文献講読I 5.民族芸能 6.「わらび座」研修
	1.保育入門 2.音楽I 3.美術I 4.労働衛生 5.集団保育の健康管理 6.調理実習 7.保育技術演習I (1) あそび (2) わらべうた (3) リトミック (4) 野外活動(ひるぜん自然の家)	1.社会福祉事業一般 2.児童福祉事業概論 3.児童心理学 4.精神衛生 5.保健衛生学 6.生理学 7.看護学及び実習 8.栄養学及び実習 9.保育理論 10.教育原理 11.音楽 12.美術 13.言語 14.障害児教育論 15.保育問題論 16.保育技術演習 (1) 音楽 (2) 民族芸能 (3) 演劇活動 17.保育実践演習 18.文献講読 19.英会話 20.卒論ゼミ 21.海外保育視察
	8.保育方法論I 9.学童保育概論	1.社会福祉事業一般 2.児童福祉事業概論 3.児童心理学 4.精神衛生 5.保健衛生学 6.生理学 7.看護学及び実習 8.栄養学及び実習 9.保育理論 10.教育原理 11.音楽 12.美術 13.言語 14.障害児教育論 15.保育問題論 16.保育技術演習 (1) 音楽 (2) 民族芸能 (3) 演劇活動 17.保育実践演習 18.文献講読 19.英会話 20.卒論ゼミ 21.海外保育視察

(2) 専門職性（地位・身分）

現在7期生まで卒業しているが保育所、学童保育所、養護施設、障害児施設に全員就職。

(3) 卒業生の意識（略）

4、教師専門職論と学童指導員の専門職論

生涯学習社会化という教育状況のなかで学校教員の専門職論はある意味で相対化される傾向にある。脱専門職論(deprofessionalization)の風潮もその現れとも読み取れる。これに対して行政、民間を問わず社会教育施設における教育活動従事者の地位と専門性が比較的重視される。「児童健全育成活動」の中核的施設としての児童館活動、あるいは学校の空教室利用の地域活動などがどの自治体でも注目され、児童厚生員の資格認定制度が実施に移される。学童保育指導員も専門職性確立という点から見ればこの制度に包括される面が強い。

今後、このような視点を踏まえた専門職論の検討が必要なのではないだろうか。学童保育指導員の専門職論がその糸口になればとも考える。

〈専科カリキュラム〉

保育科	学童保育科
1.社会福祉事業一般 2.児童福祉事業概論 3.児童心理学 4.精神衛生 5.保健衛生学 6.生理学 7.看護学及び実習 8.栄養学及び実習 9.保育理論 10.教育原理 11.音楽 12.美術 13.言語 14.障害児教育論 15.保育問題論 16.保育技術演習 (1) 音楽 (2) 民族芸能 (3) 演劇活動 17.保育実践演習 18.文献講読 19.英会話 20.卒論ゼミ 21.海外保育視察	1.社会福祉事業一般 2.児童福祉事業概論 3.児童心理学 4.精神衛生 5.保健衛生学 6.生理学 7.看護学及び実習 8.栄養学及び実習 9.保育理論 10.教育原理 11.音楽 12.美術 13.言語 14.障害児教育論 15.学童保育原理 16.指導技術演習 (1) 飼育・栽培 (2) 民族芸能 (3) 演劇活動 17.学童保育実践演習 18.文献講読 19.英会話 20.卒論ゼミ 21.海外保育視察